

公立丹南病院組合営利企業等の従事制限に関する規則

〔 令和 2 年 2 月 1 4 日
規 則 第 2 号 〕

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 8 条の規定に基づく、職員の営利企業等に従事する場合の許可に関しては、事務所所在の市町の職員の例による。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。